

「那覇市おいしい食べきり協力店」登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食べ残し等による食品ロスの削減に取り組む那覇市内の飲食店や宿泊施設、食品小売店等（以下「飲食店等」という。）を「那覇市おいしい食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録するための必要事項を定め、その取組みを広く周知することにより、市民及び事業者が共に食べ物をごみにしない行動を実践し、廃棄物の減量に資することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 那覇市内の飲食店等とする。

2 現在から将来にわたって、那覇市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは第6条第1項に規定する暴力団員と密接な関係を有する者が経営している飲食店等は登録の対象としない。

(登録要件)

第3条 前条に規定する事業者で、次に示す取組項目のうち、1つ以上実践する飲食店等を協力店として登録する。

(1) 料理提供量の調整

例：ご飯の量の調整、ハーフサイズメニューの導入やコース内容の変更が可能な宴会プラン（品数を減らし、料理のグレードアップ等）の設定 等

(2) 食べ残しを減らすための呼びかけ

例：宴会での食べきりの呼びかけ 等

(3) 食べ残した料理等の持ち帰り希望者への対応

例：消費期限等の衛生上の注意事項を説明した上での料理の持ち帰り対応 等

(4) 食べ残しを減らすためのポスター等の掲示

例：食品ロス削減に向けた掲示及びリーフレット配布による周知啓発 等

(5) フードバンク活動等へ食品の寄附

例：安全に食べられる売れ残り食品を福祉施設へ寄附 等

(6) 食品リサイクルの推進

例：生ごみの堆肥化、飼料化 等

(7) フードシェアリングサービスの利用

例：店頭では売り切れなかった料理を対象のサービスを使って割引価格での販売 等

(8) 前各号に掲げるもののほか、食品ロスを削減するための取組として市長が認めるもの

(取組内容)

第4条 協力店は、次の項目に取り組むこととする。

(1) 協力店は、前条で選択した取組を積極的に実践し、食品ロス削減に努める。

(2) 協力店は、市から交付されたステッカー等を店舗に掲示し、来店者へ取組内容を積極的にPRし、周知を図る。

(3) 協力店は、市が実施する取組に関する調査への協力に努める。

(持ち帰りへの対応)

第5条 第3条第3号に定める「食べ残した料理等の持ち帰り希望者への対応」を実施する協力店は、次の各号に従い実施すること。

- (1) 持ち帰りの提供は、持ち帰り希望者からの申し出があった場合に行うこと。
 - (2) 持ち帰りの提供は、食中毒等のリスクや取扱方法等の衛生上の注意事項を十分に説明し、持ち帰った料理を食したことにより食中毒等の食品事故が発生した場合、持ち帰り希望者の自己責任となる旨の同意を得た上で持ち帰りの提供を行うこと。
 - (3) 協力店は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守すること。
 - (4) 加熱調理済みの持ち帰りに適した食品を提供し、生鮮食品（生鮮魚介類、生鮮野菜及び生鮮果物）等の調理が必要な食品は、希望者からの要望があっても提供しないこと。
 - (5) その他、料理の取扱いについて注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をすること。
- 2 那覇市は、食べ残した料理等の持ち帰りについて、食中毒、体調不良やその他の異変が起きた場合の一切の責任を負わないものとする。

(申請方法及び登録)

第6条 協力店の登録を希望する飲食店等の代表者（以下「申請者」という。）は、「那覇市おいしい食べきり協力店」登録申請書（第1号様式）を市へ郵送、FAX、E-mail又は持参のいずれかの方法で提出するほか、那覇市おいしい食べきり協力店オンライン申請フォームにより申請する。

- 2 那覇市内の複数の店舗を協力店として登録を希望する申請者は、登録する店舗の登録店舗一覧（第1号様式別紙）を作成し、一括して申請することができる。
- 3 市は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、第3条の要件を満たす場合は、協力店として登録し、申請者へステッカーを交付する。

(協力店の紹介)

第7条 市は、登録した協力店の店舗情報及び取組内容等を、市ホームページで紹介する。

- 2 申請者は、登録申請をした時点で店舗情報及び取組内容等を、市がホームページやその他の方法により広報することを承諾したものとする。

(登録内容の変更)

第8条 協力店は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに「那覇市おいしい食べきり協力店」登録変更申請書（第2号様式）を市へ提出するものとする。

- 2 市は前項の届が提出されたときは、市ホームページの掲載内容を修正するものとする。

(登録の廃止)

第9条 協力店は、第3条の要件を満たさなくなった場合又は飲食店等を廃止する場合は、「那覇市おいしい食べきり協力店」登録廃止申請書（第3号様式）を市へ提出するとともに、ステッカー等の掲示を止めなければならない。

- 2 市は、前項の届が提出されたときは、店舗情報や取組内容等について市ホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録の取消)

第10条 市は、協力店が登録要件を満たしていない場合又は信用を失墜する行為を行う等、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

- 2 登録を取り消された協力店は、速やかにステッカー等の掲示を止めなければならない。
- 3 市は、第1項の規定により登録を取り消したときは、店舗情報や取組内容等について市ホームページ等の掲載情報から削除する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年3月11日から施行する。

3. 取組内容

該当する取り組みに☐をつけ、具体的な取組内容を記載して下さい。(複数選択可)

	項目	具体的な取組内容
<input type="checkbox"/>	1 料理提供量の調整	
<input type="checkbox"/>	2 食べ残しを減らすための呼びかけ	
<input type="checkbox"/>	3 食べ残した料理等の持ち帰り希望者への対応	
<input type="checkbox"/>	4 食べ残しを減らすためのポスター等の掲示	
<input type="checkbox"/>	5 フードバンク活動等への寄付	
<input type="checkbox"/>	6 食品リサイクル(堆肥化等)の推進	
<input type="checkbox"/>	7 フードシェアリングサービスの利用	
<input type="checkbox"/>	8 上記以外の食べ残しを減らすための取組み	

(第1号様式別紙)

登録店舗一覧

※申請した取組内容と同一の取組みを行う店舗のみ一括申請が可能です。

1	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
2	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
3	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
4	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
5	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
6	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
7	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
8	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
9	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
10	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	

那覇市長 宛

「那覇市おいしい食べきり協力店」登録変更申請書

「那覇市おいしい食べきり協力店」登録内容に変更がありましたので、申請いたします。

1. 基本情報

※太枠の項目は、変更がなくても必ずご記入下さい。それ以外の変更があった項目について、ご記入下さい。

◆店舗・運営会社名					
◆店舗所在地 (複数店舗を登録する場合、代表する店舗又は運営会社の所在地)					
◆電話番号					
代表者氏名					
◆店舗の区分 (複数選択可)		<input type="checkbox"/> 食堂・レストラン <input type="checkbox"/> 日本料理 <input type="checkbox"/> 西洋料理 <input type="checkbox"/> 中華料理 <input type="checkbox"/> アジア料理 <input type="checkbox"/> 韓国料理 <input type="checkbox"/> カレー <input type="checkbox"/> 寿司 <input type="checkbox"/> ファストフード <input type="checkbox"/> そば・うどん・ラーメン <input type="checkbox"/> 焼肉・ステーキ <input type="checkbox"/> 喫茶店・カフェ <input type="checkbox"/> 弁当・テイクアウト専門 <input type="checkbox"/> 居酒屋・バー <input type="checkbox"/> ホテル・旅館 <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> 左記以外の小売店 <input type="checkbox"/> その他()			
◆店舗 HP アドレス SNS アカウント					
担当者	担当者氏名				
	TEL/FAX	TEL		FAX	
	E-mail				

2. 取組内容

変更のある場合のみ記入して下さい。

	項目	具体的な取組内容
<input type="checkbox"/>	1 料理提供量の調整	
<input type="checkbox"/>	2 食べ残しを減らすための呼びかけ	
<input type="checkbox"/>	3 食べ残した料理等の持ち帰り希望者への対応	
<input type="checkbox"/>	4 食べ残しを減らすためのポスター等の掲示	
<input type="checkbox"/>	5 フードバンク活動等への寄付	
<input type="checkbox"/>	6 食品リサイクル(堆肥化等)の推進	
<input type="checkbox"/>	7 フードシェアリングサービスの利用	
<input type="checkbox"/>	8 上記以外の食べ残しを減らすための取組み	

(第2号様式別紙)

登録店舗変更一覧

※店舗の新規追加は第1号様式、登録の廃止は第3号様式にご記入ください。

1	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
2	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
3	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
4	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
5	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
6	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
7	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
8	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
9	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
10	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	

(第3号様式)

申請日 年 月 日

那覇市長 宛

「那覇市おいしい食べきり協力店」登録廃止申請書

「那覇市おいしい食べきり協力店」登録の廃止について申請いたします。

また、廃止に伴い「那覇市おいしい食べきり協力店」のステッカー等の掲示を取り止めます。

1. 廃止する店舗

店舗が複数ある場合、「3. 登録廃止店舗一覧」にご記入下さい。

◆店舗・運営会社名					
◆店舗所在地 (複数店舗を登録する場合、代表する店舗又は運営会社の所在地)					
◆電話番号					
担当者	担当者氏名				
	TEL/FAX	TEL		FAX	
	E-mail				

2. 廃止理由

該当する項目に☑をつけて下さい。その他の場合、差し支えない範囲で理由をご記入下さい。

<input type="checkbox"/> 店舗廃止のため
<input type="checkbox"/> その他 ()

(第3号様式別紙)

登録廃止店舗一覧

複数店舗の登録を廃止する場合に記入して下さい。

1	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
2	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
3	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
4	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
5	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
6	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
7	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
8	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
9	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	
10	店舗名	
	店舗所在地	那覇市
	TEL	